

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 北陸財務局長

【提出日】 令和元年6月21日

【会社名】 フクビ化学工業株式会社

【英訳名】 FUKUVI CHEMICAL INDUSTRY CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 八木 誠一郎

【本店の所在の場所】 福井市三十八社町33字66番地

【電話番号】 0776(38)8002

【事務連絡者氏名】 取締役企画管理本部長 柴田 寿裕

【最寄りの連絡場所】 福井市三十八社町33字66番地

【電話番号】 0776(38)8002

【事務連絡者氏名】 取締役企画管理本部長 柴田 寿裕

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄3丁目8番20号)
フクビ化学工業株式会社 東京支店
(東京都品川区大井1丁目23番3号(フクビビル))
フクビ化学工業株式会社 大阪支店
(大阪府吹田市江の木町17番12号(フクビビル))
フクビ化学工業株式会社 名古屋支店
(名古屋市中区丸の内1丁目16番4号(BPRプレイス名古屋丸の内5F))

1【提出理由】

当社は、令和元年6月19日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

令和元年6月19日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金10円00銭 総額206,155,470円

ロ 効力発生日

令和元年6月20日

第2号議案 取締役3名選任の件

岩淵滋、諫山滋及び豊嶋雅子を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

川瀬慎一郎を監査役に選任するものであります。

第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

退任監査役高畑慎一郎に対し、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は監査役の協議(ただし取締役在任期間分については取締役会)に一任するものであります。

第5号議案 役員退職慰労金廃止に伴う打切り支給の件

令和元年5月14日開催の取締役会において、本総会終結の時をもって役員退職慰労金を廃止することを決議したことに伴い、八木誠一郎、采野進、大畑忠、大野繁、加川潤一、柴田寿裕、豊嶋雅子の7氏に対し、本総会終結の時までの功労に報いるため、本総会終結の時までの在任期間を対象とし、当社における一定の基準に従い、退職慰労金を打切り支給するものであります。なお、支給の時期は各取締役の退任の時とし、その具体的金額、支給の時期、方法等は取締役会に一任するものであります。

第6号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

取締役(社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、現行の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとし、その報酬額を年額100百万円以内とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	170,665	200	0	(注) 1	可決 96.92
第2号議案 取締役3名選任の件					
岩 淵 滋	170,673	192	0	(注) 2	可決 96.92
諫 山 滋	170,693	172	0		可決 96.94
豊 嶋 雅 子	170,217	648	0		可決 96.67
第3号議案 監査役1名選任の件				(注) 2	
川 瀬 慎一郎	170,703	162	0		可決 96.94
第4号議案 退任監査役に対し 退職慰労金贈呈の件	168,077	2,788	0	(注) 1	可決 95.45
第5号議案 役員退職慰労金廃止に 伴う打切り支給の件	168,160	2,705	0	(注) 1	可決 95.50
第6号議案 取締役に対する譲渡制限 付株式の付与のための 報酬決定の件	170,515	350	0	(注) 1	可決 96.83

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、全ての議案は可決要件を満たしたことから、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。